

議案第 13 号

狭山市中小企業融資条例の一部を改正する条例
狭山市中小企業融資条例（平成 19 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。
第 2 条第 1 項中「第 6 号」を「第 10 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 28 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

中小企業信用保険法の改正に鑑み、融資の対象となる中小企業者に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。